

生活・公害闘争に重点

県総評の
運動方針

近く定期大会に提案

「県民の生命と暮らしを守る戦い」を推進している県総評（馬場昇議長、六十単座、六万四千人）はこのほど、闘争の重点を政治闘争から生活闘争に移し、とくに公害追放運動を積極的に行なうという七〇年度運動方針案を決めた。二十九、三十の両日県教育会館で第二十三回定期大会を開き、同方針案を提案、決定する。

公害、住宅、税金など多様化した要求を解決するため、春闘などの経済闘争に並行して県民の生命と暮らしを守る戦いに重点を置き、より地域住民に密着した運動

を展開しようというもので、県総評ではとくに公害問題に積極的に取り組む方針。従来の水俣病中心の公害反対運動も全般的公害絶滅闘争に変える。また今秋には公害に抗議する全労働者の統一行動を行ない、公害絶滅デーを設けて公害追放を訴える。

県総評では「公害に対しては下から盛り上がる市民運動で戦わなければならない。このため、地域住民と提携を強めるとともに、八代の日置川汚染、有明海汚染、熊本（白川）操車場の煙公害などについて草根的に調査する。また将

来は弁護士、医師、科学者などの専門家の協力体制を確立したい」といっている。

なお公害のほかおもな運動方針案は①水俣病訴訟のため、四百五十万円を目標に百円カンパを行なう②県に対し、水俣病患者家族に對する独自の生活、医療保障と発生地域における一斉検診を要求する③住民からの公害に対する苦情のハガキを受けつける窓口を設け、小さな公害問題でも積極的に取り上げる④公害発生の際の企業の組合との公害対策会議を

開き、意見の統一と対策を図る⑤公害担当の副議長を新たに設け、

指導体制を強化する―など。